

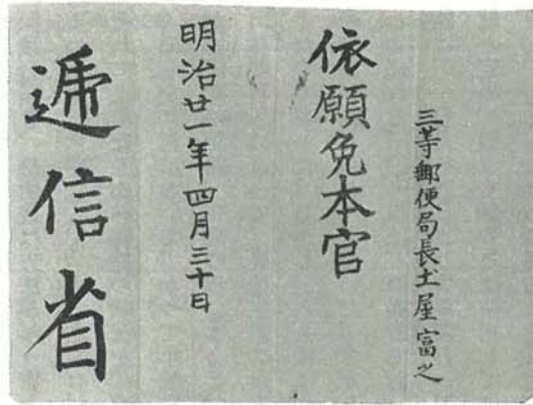
東八代郡上曾根郵便局長御中

(註) 函場とは郵便切手売捌所のこと・売捌所には郵便ポストが設置されている)

引継書

- 一 書留郵便差立配達原簿 式冊
- 一 書留郵便配達証印帳 老冊
- 一 通送証印記 拾行 老冊
- 一 通送証印記 五行 老冊
- 一 請取証用紙 老冊
- 一 通送証印帳 老冊
- 一 貨幣封入郵便請取証合簿 老冊
- 一 貨幣封入郵便差出人証印簿 老冊
- 一 経費勘定表用紙 老冊
- 一 郵便報告表用紙 老冊
- 一 日計表用紙 老冊
- 一 郵便掛函(註) 郵便差出箱(ポスト) 老個
- 一 郵便掛札 老個

東八代郡豊富郷



局長退任辞令

このような引継手続を経て、明治二十一年四月三十日付で依願免本官という辞令が交付され、土屋富之は郵便局長を退職するが、彼は明治二十二年に隠居し同四年五月に死去した。

上曾根の地に郵便局が再び設置されたのは、四三年後の昭和五年六月一日のことである。

(林 陽一郎)

第四節 大水害前後

一 入会 林野

「明治維新前は小物成税と称し、維新後は山税と称して関係人へ分賦し、各人氏においては一五歳以上六〇歳以下の人と馬一頭は一人と定めて、各自税米を負担してきたので、みな自己の所有と認め申合規約を確守、た

(47.3.1現在)

消防力及び消防団員数

部 名	区 域	世帯数	人 口	団員数	消 防 ポ ンプ			
					四輪自動車	積載車	手引動力	小型動力
第一部	宿 煙 山 沢 久 本 藤 覚 井 根 根 場 中心 経 寺 山 沢 久 本 藤 覚 井 根 根 場 向 金 佐 松 善 七 白 上 下 役 曾 曾	176	822	30	1			
第二部		79	352	20	1			
第三部		51	279	20			1	
第四部		71	349	20			1	
第五部		50	254	18			1	
第六部		50	247	17			1	
第七部		32	166	14				
第八部		30	153	14			1	
第九部		66	328	19	1			
第十部		109	512	25	1			
第十一部		254	1,139	38	1			1
第十二部		205	960	31	1			
第十三部				14				

が数台配置されていたにすぎなかったが、その後町当局・消防関係者並びに地域住民の協力により、現有消防力は上図のように充実してきたのである。

四 東八消防組合

広域行政圏整備事業が全国的に奨励されるや、この一環として「消防力広域化促進要綱」が発表され、交付税



東八消防中道出張所

による財政措置及び融資措置が明らかとなり、あわせて県単事業が行なわれることになったので、これを契機として各町村の総務課長を中心とした東八代自治研究班が発足し、消防力広域化について調査検討を行ない、この検討報告に基づいて郡町村会において協議した結果、昭和四十六年四月一日を目標にして広域消防を設置することに決定した。東八代郡石和町下平井地内に建築面積四五〇平方分の庁舎を建築し、出張所として本町右左口地内に建築面積一七〇平方分の建物が完成、昭和四十七年四月一日より消防業務を全面的に開始したのである。消防団も常備消防もそれぞれその任務とするところは同じであり、受益するのにもまた同じ住民のため、関係各町村消防団と協議して消防団員の訓練教育等を行なうことにより、消防力の強化を計ると共に日夜を通じての救急業務に活動しつつあるのが現況である。

なお中道出張所へは消防自動車ポンプ一台、救急車一台、その他救急車の予備として普通乗用車一台が配置されており、消火ならびに救急業務の万全を期すために、昼夜を問わず三人の消防職員が常駐し待機している。

第三節 風水害と災害対策

一 台風の概況とその被害

一 台風七号

台風七号が山梨県下を襲ったのは昭和三十四年八月一四日の朝である。その前々日の八月一二日には前線が活発化し、集中豪雨が予想され、午後六時甲府气象台から「大雨注意報」が発せられた。県消防本部よりの指令にもとづき町消防本部にも、石和土木事務所より第一配備態勢の伝達があり、直ちに町消防本部は活動を開始した。